

JIS

家庭用及びこれに類する用途の固定電気 設備用スイッチー第 2-3 部：遅延スイッチ (TDS) の個別要求事項

JIS C 8281-2-3 : 2012

(JEWA/JSA)

平成 24 年 3 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	岩本 佐利	一般社団法人日本電機工業会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	株式会社東芝
	大石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	長田 明彦	社団法人日本配線器具工業会
	熊田 重紀子	東京大学
	佐々木 喜七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	島田 敏男	社団法人電気学会
	下川 英男	社団法人電気設備学会
	鈴木 篤	社団法人日本電球工業会 (日立アプライアンス株式会社)
	住谷 淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	豊馬 誠	電気事業連合会
	中根 育朗	社団法人電池工業会
	中村 禎之	一般社団法人日本電機工業会
	原田 真昭	社団法人日本電線工業会
	飛田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	前田 育男	IEC/ACOS 専門委員 (IDEC 株式会社)
	山田 秀	筑波大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.7.20 改正：平成 24.3.21

官 報 公 示：平成 24.3.21

原 案 作 成 者：社団法人日本配線器具工業会

(〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町 13-4 第 11 村上ビル TEL 03-5640-1611)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 一般要求事項	3
5 試験に関する一般注意事項	3
6 定格	4
7 分類	4
8 表示	5
9 寸法検査	6
10 感電に対する保護	6
11 接地接続の手段	6
12 端子	6
13 構造	6
14 機構	6
15 耐老化性、防水性及び耐湿性	6
16 絶縁抵抗及び耐電圧	6
17 温度上昇	7
18 開閉容量	7
19 平常動作	7
20 機械的強度	8
21 耐熱性	8
22 ねじ、通電部及び接続部	8
23 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通過しての絶縁距離	9
24 絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性	10
25 耐腐食性	10
26 電磁環境両立性 (EMC)	10
101 制御回路の異常動作	10
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	12
解 説	15

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本配線器具工業会 (JEWA) 及び財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 8281-2-3:2005** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 8281 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 8281-1 第 1 部：一般要求事項

JIS C 8281-2-1 第 2-1 部：電子スイッチの個別要求事項

JIS C 8281-2-2 第 2-2 部：電磁遠隔制御式スイッチ (RCS) の個別要求事項

JIS C 8281-2-3 第 2-3 部：遅延スイッチ (TDS) の個別要求事項

家庭用及びこれに類する用途の 固定電気設備用スイッチー

第 2-3 部：遅延スイッチ（TDS）の個別要求事項

Switches for household and similar fixed electrical installations— Part 2-3: Particular requirements—Time-delay switches (TDS)

序文

この規格は、2006年に第3版として発行された IEC 60669-2-3 を基に、我が国固有の電線サイズ、定格電圧、定格電流などを追加し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。この規格は JIS C 8281-1 の関連する各章の規定と併せて適用しなければならない。JIS C 8281-1 に追加する箇条・細分箇条、表などを、100番台の番号で示す。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

1 適用範囲

適用範囲は、JIS C 8281-1 の箇条 1 によるほか、次による。

JIS C 8281-1 の箇条 1 の第 1 段落を、次に置き換える。

この規格は、家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用の遅延スイッチ（以下、TDS という。）で、定格電圧が 440 V 以下、かつ、定格電流が 63 A 以下の屋内用又は屋外用のもので、手又は遠隔操作によって動作するものに適用する。ただし、タイプ 2 (JIS C 8281-1 の 7.1.9A 参照) の場合は、定格電流が 30 A 以下のものに適用する。

TDS は、機械、熱、気圧、水圧、電気又はこれらのいずれかを組み合わせて動作する遅延装置をもつ。電子 TDS は、JIS C 8281-2-1 の適用範囲に含む。

抵抗器、コンデンサ、PTC 部品・NTC 部品、プリント配線板など、受動部品だけを含む TDS は、電子 TDS とはみなさない。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60669-2-3:2006, Switches for household and similar fixed electrical installations—Part 2-3: Particular requirements—Time-delay switches (TDS) (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

引用規格は、JIS C 8281-1 の箇条 2 によるほか、次による。